

(不当な差別的取扱い等の事例の具体化)

第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。

【趣旨】

不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図る措置を定めるものです。

不当な差別的取扱いについては、「何が差別に当たるのかが分かりにくい」との指摘があり、典型的な事例を条文で規定することも考えられます。一方で、典型的な事例を条文で規定した場合、それが社会情勢の変化によって典型的なものではなくなる場合があるほか、規定した事例以外のものに目が向けにくくなるなどの課題が考えられます。

そのため、この条例では、県において事例の具体化を図ることにより、相談事例等を踏まえて柔軟に対応することとしています。